

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 25 年 12 月 5 日（木曜日）
午前 10 時開会、午後 2 時散会
（うち休憩 午前 11 時 49 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、
後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
引屋敷担当書記、小野寺担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、
黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、
及川農林水産企画室管理課長、宮野団体指導課総括課長、
菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、
渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
五日市水産振興課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、
内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 1 号 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）
 - イ 議案第 7 号 根白漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し

議決を求めることについて

ウ 議案第 8 号 釜石漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第 9 号 音部漁港東防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第 10 号 吉里吉里漁港護岸ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

カ 議案第 11 号 両石漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

キ 議案第 12 号 広田漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第 13 号 釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第 14 号 長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第 25 号 岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

サ 議案第 26 号 種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

シ 議案第 37 号 大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第 98 号 政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○工藤勝博委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、当委員会書記に異動がありましたので、新任の書記を御紹介いたします。小野寺担当書記。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案第 1 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 13 から 16 まで、議案第 25 号岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第 26 号種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 3 件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提

案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 初めに、農林水産部の予算関係議案から御説明申し上げます。

議案は（その１）でございます。１ページをお開き願います。議案第１号平成２５年度岩手県一般会計補正予算（第４号）であります。当部の補正予算は５ページをお開き願ひまして、５ページの第３表債務負担行為補正、１追加の表中、事項欄１３の指定管理者による県民の森管理運営業務から次の６ページの１６、指定管理者による種市漁港レクリエーション等施設駐車場及び漁港環境整備施設管理運営業務までの４件についてであります。事項欄１３の指定管理者による県民の森管理運営業務及び事項欄１６の指定管理者による種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設管理運営業務は、平成２６年度以降の管理運営業務を指定管理者に委託するため、期間、限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、１４指定管理者による滝沢森林公園管理運営業務及び１５指定管理者による水産科学館管理運営業務は、平成２６年４月からの消費税率改正に伴い指定管理業務の協定を変更するに当たり、過去に設定した債務負担行為の限度額を超過しますことから、新たに期間、限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明は終わります。

引き続き指定管理に関する議案について御説明申し上げます。議案（その２）の冊子でございます。議案（その２）の冊子の２３ページをお開き願います。議案第２５号岩手県県民の森の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、及び次の２４ページの議案第２６号種市漁港レクリエーション施設駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての２件についてであります。便宜お手元に配付しております資料に基づき御説明をさせていただきます。

議案第２５号岩手県県民の森の指定管理者を指定することについてという資料に基づいて説明をさせていただきます。まず、１の提案の趣旨についてであります。岩手県県民の森について、平成２６年４月１日からの指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。２の指定管理者の候補者選定の経緯についてであります。平成２５年７月に岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の選定などについて協議を行い、候補者を選定いたしました。選定方法につきましては、候補者を公募の上、申請のあった１団体について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行ひまして、選定委員会において選定された団体を指定管理者候補としております。

次のページの３、指定する指定管理者の概要についてであります。候補者は現指定管理者であります公益社団法人岩手県緑化推進委員会であり、指定期間は平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの４年間とするものであります。指定の理由は、現指定期間において利用者数が過去最多となっていることなどを初めとして、実績を上げていること

に加えて、次の事業計画においても施設の利用促進に向けて取り組みのメニューが豊富であり、関係機関、団体との連携、協働も視野に、県民への質の高いサービス提供が期待できると認められる点が高く評価されたところであります。

次に、議案第 26 号の資料に移りまして、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてでございます。1 の提案の趣旨についてであります。種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設について、平成 26 年 4 月 1 日からの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

2 の指定管理者制度導入の背景についてであります。この施設の指定管理については、平成 23 年の 4 月から第 2 期の指定管理期間の管理者として洋野町を指定することで議会の承認を受けておりましたが、東日本大震災津波により施設が甚大な被害を受けたため、指定管理者制度による管理を中止していたところであります。被災した施設について、昨年 11 月から栈橋やトイレ等の主要施設の復旧工事に着手し、本年 9 月に完了したことから指定管理者による管理を再開しようとするものであります。

3 の指定管理者の候補者選定の経緯についてであります。こちらも平成 25 年 7 月に岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の選定などについて協議を行い、候補者を選定したところであります。

次のページにまいりまして、選考方法については、施設整備の経緯や隣接する施設であります種市漁港海岸休養施設との連携の必要性などから、非公募とすることといたしまして、選定委員会において事業計画等を審査しまして、洋野町を指定管理者候補としております。

4 の指定する指定管理者の概要についてであります。候補者は前回までと同じ洋野町でありまして、指定期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間とするものであります。指定の理由は、事業計画等の内容のほか、本施設と隣接しております洋野町が同じく指定管理を行っております種市漁港海岸休養施設等と一体的に洋野町が管理することにより効率的な運用が見込まれること、及びこの二つの施設が地域活性化の中心的な施設としてこれまで有効に活用されている実績などを評価したものであります。

以上で指定管理に関する議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対して質疑はありませんか。

○喜多正敏委員 岩手県県民の森の中に木材工芸センターがありますが、これの活用状況についてお伺いしたいことと、それから種市漁港レクリエーション等施設であります。最近シーカヤックも人気ということですが、この施設の中でシーカヤックを動かす施設があるかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤森林保全課総括課長 木材工芸センターにつきましては、木工教室等で非常によく利用されているという状況であります。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 このレクリエーション施設の関係ですけれども、ここの施設につきましては、震災前はいわゆるモーターボートと大型のヨット等を係留する場所ということで整備したものでございまして、それらを許可していました。その近傍にB&Gという施設がございまして、それは小さいディンギーヨットというものがございまして、シーカヤック的なものはちょっと把握はしておりませんでしたけれども、基本的には釣りをするためのモーターボートと海洋レクリエーションをするためのヨットを整備する、係留する施設です。

○喜多正敏委員 木材工芸センターの前をちょっと通りかかるといえるのでありますが、なかなか埋まっているというか、よく利用されているというお話でしたが、計数的に利用者数というのはわかるのですか。

それから、種市漁港のこの施設ではシーカヤックはモーターボートと競合して、例えば危ないということで使用については余り推奨しないというか、想定してないということになりますか。

○佐藤森林保全課総括課長 木材工芸センターの単体での利用状況については、今資料はございませんけれども、県民の森全体といたしましては昨年度15万人の利用者がございまして、昭和44年に開設されましたけれども、過去最多の利用者数となっているところでございます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 基本的にこのレクリエーション等施設につきましては、漁業者の漁船と漁港を利用するプレジャーボートとをすみ分けするためにつくった施設でございまして、シーカヤック的なものは基本的にはここには以前もやられていなかったと認識しておりますし、隣はもうほとんど漁港施設の泊地になりますので、今後やりたいといっても地域的には難しいかと考えております。

○高橋孝眞委員 県民の森ですけれども、過去最多の利用者ということですが、どういう内容に取り組んで具体的に利用者数が多くなったかについて、お願いしたいと思いますし、もう一つは指定管理者の募集期間については、40日間あるわけですが、どういう考えから募集期間が40日間だったのかということです。

もう一つの種市漁港については、非公募の内容での整備をしながら募集期間があるわけですが、これはどういう理由なのかお伺いします。

○佐藤森林保全課総括課長 現管理者のこれまでの取り組みについてでありますけれども、県民の森を利用しております地元のボランティア団体あるいは県内の森林林業の関係団体等の協力体制を構築してございまして施設の管理、あるいはイベントの企画を円滑に進めているということでございます。

それから、地元の八幡平市観光協会とも連携をいたしまして、年間を通じてイベントの充実に努めております。

もう一つは、PR活動でございまして、毎月イベントの計画とか、見どころとかを紹介する県民の森だよりというのを発刊しております、現管理者の会員が市町村で

ざいまして、市町村を通じて県民に広くPRしているといった成果が出ているということ
でございます。

それから、指定管理者の募集期間でございますけれども、県のガイドラインは1カ月と
いうことで決められておりますので、それを上回る形で43日間を予定しております。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 非公募で行っているわけでございますけれ
ども、この間洋野町としては詳細な事業計画書を作成しなければいけませんので、今回の
種市漁港のこの施設をどのように有効に使うかと、そういう事業計画書を作成する期間と
捉えております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、よって各案件は原案を可とすることに決定いたし
ました。

次に、議案第7号根白漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決
を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 それでは、漁港災害復旧工事関係の変更請負
契約事案について御説明いたします。

議案（その2）の5ページになりますけれども、お手元に配付しております資料に基づ
きまして御説明を申し上げます。議案第7号根白漁港東防波堤ほか災害復旧工事の変更請
負契約の締結に関し議決を求めることについての説明資料により御説明申し上げます。

平成24年10月25日に議会の議決を経ました根白漁港東防波堤ほか災害復旧工事の請負
に関し、その一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求め
るものでございます。

工事名は、根白漁港災害復旧（23災県第386号、第387号）工事。工事場所は大船渡市
三陸町吉浜地先。請負者は株式会社佐賀組。住所は大船渡市盛町字田中島27番地1。契約
金額につきましては、変更前が8億6,310万円、変更後が6億6,922万7,000円でありま
す。本工事は、東日本大震災津波により被災を受けました東防波堤及び護岸を復旧するも
のでございます。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、下にあります平面図をごらんいただきます。漁港の東側に位置しておりまして、陸側から海に向かいまして護岸及び東防波堤が延びておりまして、護岸 66.2 メートル、東防波堤 150.6 メートルを復旧するものであります。契約金額は、変更前が 8 億 6,310 万円、変更後が 6 億 6,922 万 7,000 円、工事予定期間は、平成 25 年 12 月 27 日までと現契約と変更はございません。

変更請負契約の主な理由についてであります。一つ目はコンクリートブロックの撤去処分量が減少したこととあります。当初設計におきまして、施工及び船舶の航行上支障となる破損したコンクリートブロックを撤去処分することとしておりましたが、再精査の結果、撤去する必要がないと判断しました。このため破損したブロックの撤去処分量 7,599 トン分を減額とするものでございます。

二つ目に、ケーソンの取り壊しにより発生したコンクリート殻を再生材とすることにより経費を減としたこととあります。当初設計図におきましては、ケーソンの取り壊しにより発生しましたコンクリート殻は、産業廃棄物処理としておりましたが、その後コンクリート殻を現場で再生骨材として活用することが可能ということが判明したことにかかる工事費用を減とすることにしたものでございます。

次に、説明資料 3 ページ目には根白漁港の全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港被災前後の航空写真を入れてあります。平面図右側の写真には施工状況写真を掲載しております。ケーソンの破砕で発生しましたコンクリート殻をこの機械によりまして細かく砕いている状況の写真でございます。

4 ページ目では標準断面図を記載しております。

以上、根白漁港東防波堤災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋孝眞委員 設計変更の金額が大きいわけですが、このことを考えますと設計時点で十分調査をしないで発注をしたと私どもは考えればよろしいのでしょうか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 御指摘のとおりでございます。基本的には本来こういった工事につきましては、きちっと事前に調査をして発注をするわけですが、今般の大震災によりまして災害査定を受けるときに詳細な調査をしないで、前の断面図でこれだけのブロックなどが飛んでいるだろうという想定のもとに査定を受けました。それで、被害額を想定していたところでございます。その後、早期に復旧するために発注をして、現場で詳細に調査をした結果、こういう結果になったということとございまして、減額するのもありますし、増嵩する場合がありますという状況になっております。

○高橋孝眞委員 とすれば、これからも工事発注するものは今言いましたとおりの内容で増額もあれば減額もあると考えればいいですか。その件だと、工事期間そのものが 100 日とか 900 日とかという工期は決めますけれども、工期に非常に影響があると思うのですが、

業者に対してはその部分にも管理者等を置かなければいけないわけですよ。そういう意味ではどういう対応になるのでしょうか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 基本的には、今回の場合は工期の延長はしておりませんが、大幅に増額となる場合には甲・乙協議いたしまして工期を延長する措置もっております。事前に工事を請け負ってから、こういった災害復旧工事でなくても基本的にはまず業者が一回図面と現地を全部総ざらいしまして、どのような形になるかというのを一旦調査しますので、その時点で大幅に変更になるものがあればその時点で協議をしまして、工期が延びるとか延びないとか、協議をして変更で処理をするという形をとりたいと思っておりますし、とっておるつもりでございます。

○高橋孝眞委員 結局は工事そのものについてはおこなってしまうわけですので、きちんと調査をして発注するという点については不可能だということなのではないでしょうか、その点はどうでしょうか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 御指摘の点は時間的な余裕があればきちんと調査をした上で発注ができますけれども、今般のこのような大災害の場合はなかなか事前に調査をするということもできかねましたので、ある程度のところで工事を発注しているというのはどうしてもやむを得ないと思っておりますし、調査をするといひましても、またその調査をするために委託を一旦かけなければいけませんので、相当の時間を要しますので、どうしてもこういったやり方に今般の場合はならざるを得ないと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることを決定いたしました。

次に、議案第8号釜石漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 続きまして、議案（その2）の6ページになりますけれども、引き続きお手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

議案第8号釜石漁港南防波堤ほか災害復旧工事関係の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

工事名は、釜石漁港災害復旧（23 災県第 446・538 号）工事。工事場所は釜石市新浜町地先。請負者は株式会社山元。住所は釜石市港町一丁目 5 番 25 号。契約金額につきましては変更前が 4 億 845 万円、変更後が 5 億 3,127 万 5,000 円であります。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、左下にあります平面図をごらんいただきます。釜石漁港東側に位置し、新しい市場の地先に面しております南防波堤 252.1 メートル、東防波堤 80.3 メートル、東第 2 防波堤 181.2 メートルを復旧するものであります。契約金額は変更前が 4 億 845 万円、変更後が 5 億 3,127 万 5,000 円でございます。工事予定期間は、変更前は平成 26 年 2 月 19 日で、変更後は平成 26 年 3 月 25 日としておりまして、1 カ月程度の工期を延長しております。

変更請負契約の主な理由につきましては、一つ目は直立消波ブロック個数を増加することとあります。当初設計におきまして、南防波堤ではセルラーブロックと直立消波ブロック構造物区間をかさ上げ復旧することとしておりましたが、再精査の結果、直立消波ブロック構造物の延長が増加したということにより必要とするブロックが増加したということによりまして、かさ上げ復旧に必要なブロック製作、据え付け個数を 44 個から 88 個に変更するものでございます。

二つ目に、海中投入しました基礎捨て石の移動に伴う水中機械作業経費を増加するものでございます。東第 2 防波堤は、基礎ぐいを用いた防波堤構造物であります。この基礎部の捨て石が流失したため、復旧に当たり捨て石を投入する際に基礎部分に近接して捨て石を投入することが困難であることが判明いたしました。そこで、一旦投入した捨て石を移動させる水中機械作業を行う経費を増額するものでございます。

説明資料 3 ページ目には釜石漁港全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。平面図右側の写真は、施工状況写真を記載しております。東防波堤の上部工のコンクリートかさ上げの打設状況の写真でございます。

4 ページ目には標準断面図を記載しております。

以上、釜石漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号音部漁港東防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 議案（その2）では7ページになります。引き続き資料により御説明いたします。

議案9号音部漁港東防波堤ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての御説明を申し上げます。

工事名は、音部漁港災害復旧（23 災県第 589 号）工事。工事場所は宮古市音部地先。契約金額は 13 億 5,756 万円。請負者は株式会社佐賀組。住所は大船渡市盛町字田中島 27 番地 1。本工事は、東日本大震災津波により被災を受けました東防波堤及び護岸を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 25 年 10 月 4 日、入札、11 月 5 日、落札決定、11 月 8 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級で海中工事実績を有する者としております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者は 2 者となっております。入札の結果、株式会社佐賀組が 12 億 5,700 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 92.70%となっております。

3 ページ目は、入札調書であります。

資料 4 ページ目には工事の概要について記載してあります。工事内容につきましては、左下のほうにあります平面図をごらんいただきます。音部漁港の東側沖にあります東防波堤及び護岸が倒壊及び沈下しております。この東防波堤を 80 メートル、護岸を 108.6 メートル復旧する工事となっております。写真につきましては、東防波堤等の倒壊状況の写真でございます。契約金額は 13 億 5,756 万円、請負率は 0.9270、予定工期は平成 27 年 9 月 29 日としております。

説明資料 5 ページ目には音部漁港の全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。

6 ページ目には、標準断面図を記載しております。東防波堤、護岸とも水中コンクリートの堤体前面に消波ブロックを設置する断面になっております。

以上、音部漁港東防波堤ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 10 号吉里吉里漁港護岸ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案（その 2）の 8 ページ目になります。引き続き資料に基づいて御説明申し上げます。

議案第 10 号吉里吉里漁港護岸ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、吉里吉里漁港災害復旧（23 災県第 619 号ほか）工事。工事場所は上閉伊郡大槌町吉里吉里地先。契約金額は 7 億 3,191 万 6,000 円。請負者は株式会社タカヤ。住所は盛岡市本宮五丁目 5 番 5 号。本工事は、東日本大震災津波により被災しました護岸及び岸壁を復旧するものであります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 25 年 10 月 4 日、入札、11 月 5 日、落札決定、11 月 8 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級で海中工事实績を有する者としております。入札参加申請者は 1 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、株式会社タカヤが 6 億 7,770 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 99.99%となっております。

3 ページ目は入札調書であります。

説明資料 4 ページ目には工事の概要について記載してあります。工事内容につきましては、左下のほうにあります平面図をごらんいただきます。吉里吉里漁港の西側にあります護岸及び岸壁が倒壊及び沈下してありまして、護岸 417 メートル、岸壁 66.5 メートルを復旧するものでございます。写真は護岸等が破壊、沈下している状況でございます。契約金額は 7 億 3,191 万 6,000 円、請負率は 0.9999 でございます。予定工期は平成 27 年 8 月 9 日としております。

説明資料 5 ページ目は吉里吉里漁港の全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せてございます。

6 ページ目には、標準断面図を記載してあります。護岸につきましては、階段式とセルラーブロック式の構造となっております。岸壁は、セルラーブロック式構造となっております。

以上、吉里吉里漁港護岸ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号両石漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案（その 2）の 9 ページ目になります。引き続き資料で御説明申し上げます。

議案第 11 号両石漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、両石漁港災害復旧（23 災県第 650 号西防波堤）工事。工事場所は釜石市両石町地先。契約金額は 5 億 9,832 万円。請負者は株式会社及川工務店。住所は釜石市新浜町一丁目 4 番 37 号。本工事は、東日本大震災津波により被災を受けました西防波堤を復旧するものでございます。

2 ページ目は入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。入札の経緯ではありますが、入札公告日、平成 25 年 10 月 4 日、入札、11 月 5 日、落札決定、11 月 8 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または土木工事 A 級で海中工事实績を有する者としております。入札参加申請者は 2 者で、入札参加者は 2 者となっております。入札の結果、株式会社及川工務店が 5 億 5,400 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 96.01%となっております。

3 ページ目は入札調書でございます。

説明資料 4 ページ目には工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、左下にあります平面図をごらんいただきます。両石漁港の西側にあります西防波堤が一部倒壊及び沈下しております。延長 353.8 メートルを復旧する工事となっております。写真につきましては、西防波堤が沈下している状況と、真ん中が一部抜けている状態の部分が倒壊している部分でございます。契約金額は 5 億 9,832 万円、請負率は 0.9601、予定

工期は平成 27 年 8 月 6 日としております。

説明資料 5 ページ目には両石漁港の全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。

6 ページ目には、標準断面図を記載しております。倒壊した部分はセルラブロック構造となっております。沈下部分が交換式構造となっております。

以上、両石漁港護岸ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号広田漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案（その 2）の 10 ページ目になります。引き続き説明資料によりまして御説明申し上げます。

議案第 12 号広田漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、広田漁港災害復旧（23 災県第 342 号ほか）工事。工事場所は陸前高田市広田町地内。請負者は株式会社不動テトラ。住所は東京都中央区日本橋小網町 7 番 2 号。契約金額につきましては、変更前が 4 億 5,834 万 4,950 円、変更後が 5 億 3,579 万 4,000 円であります。

2 ページ目をお開き願います。工事の概要でございます。工事内容につきましては、左下でございます平面図、広田漁港北側に位置しております南防波堤 135 メートル、船揚げ場 60 メートル、護岸 150.6 メートル、マイナス 2 メートル物揚げ場 100 メートル、臨港道路 89.8 メートルを復旧するものでございます。写真は、被災状況を示しております。契約金額は、変更前が 4 億 5,834 万 4,950 円、変更後が 5 億 3,579 万 4,000 円。工事予定期間は、平成 26 年 7 月 7 日と変更はございません。変更請負契約の主な理由につきましては、一つ目は労務単価等の改定に伴う経費の増でございます。当初設計におきまして、設計単価適用年月日は平成 24 年 12 月でありました。その後、平成 25 年の賃金単価等の改定によ

り、変更契約を行うこととしてかかる経費を増とするものでございます。

二つ目に、消波ブロック据え付けに伴う会場船舶作業に必要な経費を増とするものでございます。護岸の消波ブロック据え付け作業に際し、水深が浅く、作業船舶が現場に近接できないということが判明いたしました。そこで、消波ブロック据え付けの支障となります岩盤を取り除く経費を増とするものでございます。

説明資料3ページ目には広田漁港全体の平面図に施工箇所を示したものと漁港施設被災前後の航空写真を載せております。平面図の右側の写真には施工状況の写真を掲載しております。南防波堤で据え付けをいたしますセルラーブロックを製作して仮置きをしている状況でございます。

4ページ目、5ページ目には標準断面図をそれぞれ記載しております。

以上、広田漁港南防波堤ほか災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**喜多正敏委員** 工事については人員不足であるとか、資材高騰とか、いろいろあるわけですが、平成24年12月から平成25年6月の賃金単価はどの程度上がっているのか教えてください。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 労務単価増のお尋ねでございますけれども、例えば具体的に普通作業員ですが、当初の設計を行うときには1人当たり1万1,000円余でございました。それが12月になって1万5,000円余ということでおおむね28%ぐらいの増となっております。特殊作業員、いろいろな特殊な作業をする人が1万4,000円余から1万8,000円余。とび工、いろいろ玉かけをしたりする人は1万3,000円余から1万6,000円余。それから、通常潜りと言われている潜水士が1日2万8,000円余から3万5,000円余と、これも25%アップということで、おおむね人件費等の単価については2割ほどのアップという状況となっております。

○**小野共委員** 1点だけ確認というか、教えてほしいのですが、今年度末県の言う基盤復興整備期間終了ということになるわけですが、全体的に県内の防波堤、防潮堤、どのぐらい壊れていて、東日本大震災津波から3年たって平成25年度末で全体の中でどのぐらい完了する見込みかを教えていただきたいと思っております。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 大きく二つに分けてお答えしますが、一つは復元工事の漁港関係、それからほか工事の防潮堤関係というところに大きく分けてみますと、漁港関係につきましては基本的には平成27年度末で終了できるように進めております。今年度末では岸壁を高くするという工事をやっていますが、大体全体の半分ほどは高くなっている状況となっております。ただし、防波堤が進まないというのは基本的に大きいケーソンを製作したりと時間がかかるということでございまして、岸壁のほうが先にでき上がって、最終年度に防波堤ができ上がるという形を見込んでおります。

ほかの防潮堤は今のところは非常におくれている状況にあります。基本的には今年度中

には県営では24カ所あるのですけれども、全てのところで着工するという目標を掲げておりまして、何とか全地区着工までこぎつけたいと思っております。

ほかの防潮堤の懸案事項はやはり用地の関係がございまして、これがきっちりと全部用地買収が終わりませんと、進まない状況になろうかと思っております。そこで、いろいろ今回の震災で特別な、先ほどの変更理由もそうでしたけれども、用地問題の解決を待ってられませんので、県有地がもともとあったところ、用地買収が終わったところも駆け足で発注工事していますので、見た目には部分部分の発注をせざるを得ないという状況になっております。歯が欠けているような状況ででき上がってきて、最終年度になって用地が決まったらその間を塞ぐという形の発注方法をやって、急いでその部分的な発注を防潮堤については行っておるという状況です。防潮堤については終了が平成27年度になっていますが、なかなか厳しい状況にあります。

そのほかに、もともと防潮堤がなかった区間というのがございまして、この施設につきましては地区のほうとの話が大体ついてきましたので、これについてもスタートしたいと考えております。今年度末か来年早々にはロードマップには載せたいと考えております。これは、災害復旧事業ではございませぬので、水産庁の既存の補助事業で行うとことですので、水産庁の予算を確保したいと考えております。

○小野共委員 了解です。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸防潮堤の災害復旧工事の請負契約事案について御説明申し上げます。

議案書(その2)の11ページ目になりますが、お手元に配付してあります説明資料に基づき御説明申し上げます。議案第13号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、釜石漁港海岸災害復旧（23 災県第 551 号防潮堤その 2）工事。工事場所は釜石市新浜町地内。契約金額は 7 億 7,976 万円。請負者は及川工務店・小田島組復旧・復興建設工事共同企業体。株式会社及川工務店の住所は釜石市新浜町一丁目 4 番 37 号、株式会社小田島組の住所は北上市和賀町堅川目 1 地割 33 番地 137 であります。東日本大震災津波により被災を受けました漁港海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤を復旧するものでございます。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございます。本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります、入札公告日、平成 25 年 10 月 4 日、入札、11 月 5 日、落札決定、11 月 8 日となっております。入札参加資格の個別要件は、岩手県内の土木工事 A 級としております。入札参加申請者は 2 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、及川工務店・小田島組・復旧復興建設工事共同企業体が 7 億 2,200 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 97.91%となっております。

3 ページ目は入札調書であります。

4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事場所は、釜石市新浜町地内の釜石漁港でございます。工事の内容につきましては写真平面図をごらんいただきます。左側の写真は、施工区間の防潮堤を背後から見た現況でございます。右側の写真は、海の岸壁側から既設の防潮堤を見た状況でございます。平面図には施工区間をお示ししてありまして、旗揚げしてあります区間、延長 260 メートルの防潮堤を復旧する工事となっております。請負金額は 7 億 7,976 万円、請負率は 0.9791、予定工期は平成 27 年 5 月 29 日となっております。

説明資料 5 ページ目をお開き願います。釜石漁港海岸の平面図に今回の工事の施工区間 260 メートルの位置をお示ししてあります。被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。青色につきましては、今後発注する防潮堤の区間を示してございます。

6 ページ目には、標準断面図を記載しております。この防潮堤の構造は、さきの 9 月の議会でもお諮りいたしました防潮堤その 1 工事と同じ形式でございまして、直立型のコンクリートとして防潮堤となっております。計画天端高は T.P. 6.1 ということになっております。

以上、釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案書（その 2）の 12 ページになります。引き続き説明資料により御説明申し上げます。

議案第 14 号長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、長部漁港海岸災害復旧（23 災県第 523 号防潮堤その 2）工事。工事場所は陸前高田市気仙町。契約金額は 6 億 4,800 万円。請負者は池田建設株式会社。住所は大船渡市赤崎町字諏訪前 42 番地 22 であります。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものでございます。入札の経緯でございますが、入札公告日、平成 25 年 10 月 4 日、入札、11 月 5 日、落札決定、11 月 8 日となっております。入札参加資格の個別要件は、岩手県内の土木工事 A 級としております。入札参加申請者は 4 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、池田建設株式会社が 6 億円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 98.76%となっております。

3 ページ目は入札調書でございます。

説明資料 4 ページ目をお開き願います。工事の概要について御説明いたします。工事の場所は、陸前高田市気仙町の長部漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらん願います。左上のほうの写真は、施工区間の現在の状況を背後から撮影したものでございます。下の写真は、防潮堤の天端から既設の防潮堤を見た状況でございます。平面図に赤色で旗揚げしている部分、延長 150.7 メートルが施工区間工区となっております。請負金額は 6 億 4,800 万円、請負率が 0.9876 となっております。予定工期は平成 27 年 7 月 7 日としております。

次に、説明資料 5 ページ目をお開き願います。平面図に施工区間の位置を示したものと被災前後の航空写真に施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。平面図をごらんいただきます。防潮堤その 1 工事につきまして、今回防潮堤その 2、150.7 メートル区間の延長を行うものでございます。

6 ページ目には、標準断面図を記載しております。構造につきましては、さきの防潮堤その 1 工事と同じ直立方型の場所打ち鉄筋コンクリートの防潮堤でございます。計画天端高は T.P. +12.5 メートルとしております。

以上、長部漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**喜多正敏委員** 本工事に関連して、別途発注予定とあります。それから釜石漁港についても別途発注の予定があります。それはいつごろ発注されるのか、教えていただきたいと思えます。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** まず、長部漁港の5ページ目の平面図をごらんいただきたいのですが、基本的には今の標準断面図の断面で行うのは今回のその2を含めましてその1、その2でこの断面になります。それから、別途発注の平面図でいきますと、上のほうと下のほうに別途発注の予定がございますが、この区間は漁港のほうに防潮堤を乗り越して漁業活動できるように今乗り越しの設計を漁業者等と協議をしながら、どういう形がいいかを今協議している場所でございますので、その協議と、あと部分的にやはり乗り越し道路をつくりますと用地買収かかってきますので、その用地買収を行った後ということになりますので、基本的には来年度中には何とか発注をしたいと考えておりました。

それから、真ん中の陸開というのは、これは道路を防潮堤の中をトンネルでくぐるような施設のところでございまして、これも来年度中には発注と考えております。釜石市は御案内のとおり背後の市道とかで非常に狭うございますので、この辺のところは用地とかでかなり制約を受けると思えます。来年度発注するのは、若干こちらのほうは厳しいと思っております。しかしながら、何とか用地を早期に解決して早く着手したいと思っております。

○**高橋孝眞委員** 今回落札していないのですが、タカヤなのですが、入札調書で技術提案評価項目Aが3.7になっているのですが、先ほど吉里吉里漁港の請負契約でタカヤが落札しているときは7.5になっているのです。どういう違いがあるのかお願いしたいと思えます。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** この技術評価項目Aと申しますのは、企業の施工能力、技術者要件、あと地域精通度、この三つから成り立っております。現場によってこの点数は違ってきます。それで、例えば技術者の要件のところを見ますと、技術者でこういった同種のもの、経験がいっぱいある人を張りつければ点数が高くなりますし、経験の浅い人を張りつけることになると低くなります。それから、地域精通度といいますのは、ここの近郷に営業所があれば点数高くなりますし、営業所もここになれば低くなりますし、あとこのエリアで一般の災害復旧の応急工事をボランティア的に活動したということになれば点数が高くなりますし、そうでなければ低くなるという形になっておりますので、その場所、その場所でこの点数は変化するというところで御理解願いたいと思えます。

○**高橋孝眞委員** そうすると、技術者そのものについては提案をするときに何名いますよ

ということでの提案書として出てくる。その提案をした方が技術者として張りつくよということになるわけですか。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 そうということになります。蛇足ですけども、技術者を配置することができないということになると入札に参加できない形になります。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることを決定いたしました。

次に、議案第 37 号大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 議案書（その 3）になります、議案書（その 3）の 6 ページ目になりますが、引き続きお手元に配付しております説明資料で御説明申し上げます。

議案第 37 号大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、大船渡漁港海岸災害復旧（23 災県第 520 号防潮堤その 1）工事。工事場所は、大船渡市大船渡町地内。契約金額は 11 億 3,400 万円。請負者は東亜建設工業株式会社。住所は東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号でございます。本工事も東日本大震災津波により被災を受けました漁港海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤を復旧するものでございます。

2 ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札により行われたものでございます。入札の経緯でございますが、本工事につきましては初め、平成 25 年の 10 月に入札公告を行いました。入札参加希望者がいなかったため、今回再公告を行ったものでございます。入札の経緯についてですが、入札公告日、平成 25 年 11 月 8 日、入札、11 月 25 日、落札決定、11 月 27 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級または A 級としております。入札参加申請者は 5 者で、入札参加者は 5 者となっております。入札の結果、東亜建設工業株式会社が 10 億 5,000 万円で落札したもので、予定価格に対する落札額の割合は 90.35%となっております。

3 ページ目は入札調書になります。

説明資料 4 ページ目をお開き願います。工事の概要についてでございますが、工事の場所は大船渡市にございます大船渡漁港でございます。工事内容につきましては、写真及び平面図をごらんいただきます。左側のほうの写真は、施工区間の現在の防潮堤を工事起点部から撮影したものでございます。右側の写真は、反対側から既設防潮堤を見た状況でございます。平面図に赤色で旗揚げしている部分、延長 859.3 メートルを施工するものでございます。請負金額は 11 億 3,400 万円、請負率は 0.9035、予定工期は平成 28 年 1 月 5 日としております。

説明資料 5 ページ目をお開き願います。平面図に施工区間の位置を示したものと被災前後の航空写真施工箇所を丸印で示したものを載せてございます。平面図をごらんいただきます。陸閘、水門を除きました延長 859.3 メートルの防潮堤の復旧工事を行うものでございます。

6 ページ目には、標準断面図を載せております。構造形式は、直立型の場所打ち鉄筋コンクリートの防潮堤でございます。計画天端高は T.P. 7.5 メートルとしております。

以上、大船渡漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることを決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。

受理番号第 98 号政府が米の受給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○中南水田農業課長 平成 25 年 11 月 26 日に開かれました第 9 回農林水産業・地域の活力創造本部で示された経営所得安定対策及び米政策の見直し内容について御説明いたします。

まず、経営所得安定対策の見直しですが、米の直接支払交付金と米価変動補填交付金は廃止し、畑作物の直接支払交付金や米・畑作物の収入減少影響緩和対策については担い手

に限定した経営安定対策として実施しようとするものであります。

現行の制度と見直しのポイントですが、(1)、米の直接支払交付金は生産数量目標に沿って米の生産を行う農業者に10アール当たり1万5,000円が交付されておりますが、平成26年産米から単価が7,500円に削減され、平成30年産から廃止となるものです。

(2)、水田活用の直接支払交付金ですが、水田で麦、大豆、飼料用米等を生産する農業者に作物別の面積単価で交付されますが、平成26年産から飼料用米など数量払いを導入し、10アール当たりの上限で10万5,000円を交付するなど全体を拡充しようとするものです。

(3)の米価変動補填交付金は、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合にその差額分を生産数量目標に沿って米の生産を行う農業者に交付されるものですが、平成26年産から廃止となり、(4)の米・畑作の収入減少影響緩和対策で対応しようとしております。

(4)のいわゆるナラシ対策でございますが、生産者の抛出を伴うセーフティネットとして収入減少の影響を緩和するものでありますし、(5)の畑作物の直接支払交付金は外国産との価格差を補填するもので、この二つの対策交付金とも平成26年度は現行どおり実施し、平成27年度からは法改正の上で認定農業者、集落営農、認定就農者に限定し、面積要件はないもとの実施しようとするものです。

2ページをお開きください。次に米政策の見直しですが、これは需要に応じた生産の定着状況を見ながら、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らない状況にしていくことを推進しようとするものであります。現在は、左のほうになりますが、生産調整については強制感を持つペナルティーを廃止し、実質的には選択制になってはおりますが、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分しております。生産調整のメリット措置として、生産数量目標の範囲内で主食用米を生産した生産者に対して、米の直接支払交付金と米価変動補填交付金が交付されております。

今後の方向ですが、生産者が需要を見ながら生産する量や作付方針をみずから決め、経営の自由度を拡大しようとするもので、右下の囲い部分に環境整備と書いてありますが、国はより細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報の提供やニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を行い、需要に応じた生産の定着状況を見ながら、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が円滑に行えるよう取り組むこととしております。

参考としまして、3ページには農政改革の概要を添付しております。

○**工藤勝博委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**喜多正敏委員** 一般質問で、私は本県の飼料用米の生産量ということでお伺いをいたしまして、平成24年度が1万74トンで生産額は3億円だと。これは、今後どの程度飼料用米の需要があるかとお伺いしたところがその約2倍であるというお答えがありました。

したがって、大体2万150トンということであって、今回の飼料用米の10アール当たりの収量に関しては498キロ、大体500キロという形になりました。また、多収量も

あるということでしたが、まず、本県の飼料用米の国からの新たな5万5,000円から10万5,000円の交付金があるわけでありますけれども、多収性専用品種に取り組んで生産量が2倍にふえたときに本県の平均水田耕作面積の場合、どの程度の収入になるのか、あるいは減収になるのかお知らせいただきたいと思います。

○**中南水田農業課長** 県の平均水田耕作面積を大体10ヘクタールとした場合にどのような収入の影響があるのかというお尋ねだと思います。国では、見直し部分におけるイメージ、シミュレーションというものが示されております。このシミュレーションを見ますと、直接支払交付金が1万5,000円から7,500円に減額される状況の中ではやはり飼料用米の作付を既存の面積よりさらに拡大しなければ収入は確保できないというようなことが示されております。このシミュレーションをもとに、例えば主食用米1ヘクタールを生産している農家を例にしますと、交付金を含めて128万円の収入が7万5,000円減りまして120万5,000円となるということになります。この減少分を飼料用米で補うということとしますと、数量払いになるので、飼料用米の単収により多少異なってくるわけなのですが、約6アールから11アールの飼料用米の作付拡大が必要になるという計算になります。

○**喜多正敏委員** そうすると、6アールから11アールをただ単にふやして作付をしないと収入が確保できないということですね。

それから、2倍にふえるであろうという飼料用米はこの2、3年のものか、最終的にそこまでしかふえないというものか。というのは、工業製品と違って相手は牛とか豚とか鶏なわけです。しかも、飼料用米穀粒だけを作付けるわけにはいかなくて、粗飼料も作付けなければならないわけであります。そうした場合に、問題は政策を転換することによって政府の言う飼料用米で果たして収入が確保できるのか、あるいはマーケットがどうなのか。もちろんホールクロップサイレージの場合は大型ですから、地域内の需要に対して地域でこたえるということはよいのですが、飼料用米の場合もある意味で地域で供給するのか、それとも売れるのか、あるいは気候が非常に温暖なところでは、二毛作ができるのか、そのような中で競争力を持って需要がふえていくのかどうか、そのあたりの見通しについてお伺いしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 飼料用米の今後の需要見通しという部分のお尋ねかと思えます。

まず、先日の一般質問でお尋ねのあった飼料用米の需要量、これは畜産農家、それから県内でつき合いのある飼料メーカーに尋ねしたところでは、平成24年から1万74トンの約2倍程度までは拡大が可能であるということになっているようでございます。これは将来にわたってどうなのかというところについては、今の取引価格水準以内であればという前提のもとにこういった数字の回答をいただいたということです。

一方、農林水産省では、今後飼料用米の増産目標を毎年8万トン程度という方向を示してございます。現在の国全体の飼料用米の生産量というのは、実際的には全国で18万程度という状況でございまして、本県のシェアはそのうち5%程度となっております。そうすると、本県の割合とすると毎年4,000トンずつということにはなるのですけれども、実

際の数字がどのような実績になるのか、将来の需要がどうなるかということについてはトウモロコシの価格ですとか、飼料メーカーの意向等によって変わってくるものだと思います。

○喜多正敏委員 だから、飼料用米の生産量が大体2万150トンぐらいに2倍にふえた場合に普通の飼料用米なのか、多収性専用品種なのかによって異なってくるわけですが、作付面積が倍にふえた場合の作付面積はどの程度になるかをお伺いします。

○中南水田農業課長 飼料用米の作付面積が、平成24年度で2,024ヘクタールということでしたが、このときに1万トン強の生産があるので、単収によっても異なるわけなのですが、この段階で1万トンということですので、今の単収であればという条件ですが、4,000ヘクタール程度の作付までは今言われている約2万トンの需要には対応できると。これは単収が上がればもう少し4,000ヘクタールまでは必要がないということになります。

○喜多正敏委員 いずれにしても、そのあたりが非常に問題を抱えているというか、うまく転換をしていけばいいということではありますが、もう一つ主食用米を生産していて、同じ主食用米を飼料用米にするのであれば生産、出荷の段階では問題がないわけですが、飼料用米という場合は作付前に販売先からいわゆる契約を確保する。今度は、こういった交付金をもらうときに確かに飼料用米として売りましたというようなおしまいところで領収書を添付して、確かに売りましたという確認行為が行われていくのだろうということですね。というのは、飼料用米として作付しながら、主食用米に出回るといふことの差別が果たしてできるのかどうか。結果として、政府の言うとおりの狙いが通って、需給調整ができればいいのですが、主食用米の過剰作付が起これば、そういったものが市場に出て、米価が下落して農家が打撃をこうむる。片方で交付金が年々少なくなっていくということで、その辺の危惧があるわけではありますが、そうしたところについてきちっと確認がなされるのかどうかお伺いしたいと思います。

○中南水田農業課長 飼料用米の取り組みが始まるときからこれが主食用米のほうに、言葉は悪いですが、不正規の流通になるかどうかということは懸念されておりましたものですから、この区分管理ですとか、そういった横流しをされないような体制というのは今も講じられておるわけなのですが、来年度からの体制としましては、数量払いが導入されるということで、当然これまでどおり利用者側との契約に基づいて生産するわけなのですが、生産した量というものをきちっと特定する仕組みを講じていくと言われております。その中で、これまで以上にきちっと飼料用米としてつくられたお米が畜産農家、それから飼料メーカーに移動されるという部分のチェックを確実なものにしていくと理解しております。

○喜多正敏委員 主食用米がどちらかというと先に刈り取りされる、その後に飼料用米が刈り取りされてくるのではないかと思うわけですが、そうした場合の保管の数量がきちっと区分けされて、保管のスペースが確保されているのかどうか、そのあたりも非常に危惧

されるわけでありまして。非常に制度の進みが早いものですから、生産現場が追いつくのかという危惧もあるわけでありまして。そうした点についてはいかがでしょうか。

○**中南水田農業課長** 現在現場では主食用米に横流れしないようにということではいろいろ工夫がされていると聞いております。例えば主食用米が完全に刈り取ったことを農業協同組合等が確認した上で、飼料用米の収穫を始める地域ですとか、農業協同組合の施設でも飼料用米を受け入れする施設と主食用米を受ける施設を完全に分けるということで区分管理の対応をしているというのが実態でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、今後飼料用米の生産がふえた場合、今の施設の区分の仕方だけで対応できるのかどうなのかという懸念もございますので、そこについてはまた地域で相談し、また我々も対応していきたいと思っております。

○**渡辺幸貫委員** 今の飼料用米のことなのですけれども、飼料用米の消費について岩手県だけの話はさっきありました。ただ、山形県とかほかのところではもう今から関係者と結びつきを考えようということがありました。ですから、これはどこを範囲に、幾らでも供給できるのか、どうなのか、その辺の規制の枠組みというのはあるのですか。

○**中南水田農業課長** 契約先の相手先が例えば県内限定となるのか、広域でもいいのかというお尋ねかと思っております。供給については県内に限るということではなくて、例えば今現在の地元の畜産農家と契約しているところもございまして、俗に言う全国農業協同組合連合会スキームという中で、飼料用米の生産、契約を調整しているという事例もございまして、県外の需要も含めて対応できる部分についてはこれからになるかと思っております。

○**渡辺幸貫委員** 何かお話を聞いているとすごくスムーズにいきそうに思うのだけれども、実際は農家が自分で好きにつくるのだから、7,500円になってしまったら俺は飼料用米をどんどんつくるぞということになる。そうなったらそれは余ってしまうぐらいつくるかもしれませんね。そのときには安く売った岩手県のものが、例えば割合高かった。例えば1キロ30円より高く売ろうと思って頑張った。そうしたら、結果的に余ってしまった。本県は農業協同組合系統が割合多いからだけれども、ただ他県では関東を初め業者が多いということになると、今おっしゃるような説明でみんなが納得するかといったら、関東のほうの県議会というのは誰も納得しないと思うよ。その辺の見通しはいかが感じていますか。

○**中南水田農業課長** 今現在飼料用米を1万トン強生産している中では主として県内向け、一部全国農業協同組合連合会の中で県外にも流通している状況だと思いますが、今後その生産がふえていった場合に今の飼料用米の販売先だけで対応できるのかどうかというところは非常に不明なところがございますので、それについては飼料メーカーで農業団体と協議しながらその行先を確保していく必要があるかなと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 私は、倍とかなんとかという数字ではないと思う。飼料用米というのは物すごい勢いだと思っております。だって、5万5,000円から10万5,000円もらったら、恐らく麦とか大豆なんかやっつけられないですよ。それで、もちろん水利も監督している土地

改良区なんかもそうだけれども、水が足りないこととなる。だけれども、一気にほかの転作作物じゃなくて飼料用米にくると思うのです。

そうすると、さっきからずっと混入について何か心配なさっているのだけれども、それは確認ができないのだと思います。天気がいいときはどんどん稲を刈っていくのですから、終わってからこれを刈りなさいなんていう御説明では誰もうまくいくとは思わない。ですから、その辺はやっぱり数量管理をするしかないと思うのです。上限を決めるしかないと思うのです。それで、それぐらいは飼料用米分として買うのだと、その辺がはっきりしていかないとちょっとうまくいかない。とにかく山形県が消費とくっつけさせるのだという意欲を示しているというところに岩手県の例えば餌をつくっている工場だとか、そういうところに混合比率はこうするのだと、北上市の試験場に頼んで飼料用米の混合比率を高めてもらおうようにする。需要量は倍なんてものではなくて4倍も5倍もふえると私は思います。ですから、その辺の予想を盛んに数量的には需要からいくと2倍ぐらいですとおっしゃるけれども、今回の話は供給の話をしているわけです。そうすると、これに基づいて供給はどのようにふえていくかということ予測しなければならぬと思います。そうすると、どういうことが起きてきて、飼料用米の生産量がふえても、例えば3倍や5倍にふえたときにも引き受けていくというように岩手県は判断していますというのならいいですよ。足りないと今から思うのだったら、山形県のように早く手をかけるというようにしてもらわないと私は非常に不安に思うのですが、もう一度答弁をお願いします。

○中南水田農業課長 今現在、11月に飼料メーカーや畜産農家など、これまで取引のあるところからヒアリングした部分として、今の2倍の2万トンという数量ということになります。将来の需要、それから生産者の意向というものもまだ把握していない状況でございますが、今後畜産経営体、それから飼料メーカーの話し合いの中でどれだけ需要が拡大できるのかについても相談してまいりたいと思っております。

○喜多正敏委員 例えば需要から聞くと話が一番早いとは思いますが、実際の飼養頭数がわかるわけです。押さえているわけです。そうすると、畜産研究所はどういうような餌の給与の仕方が可能か、あとマーケットを先につかむ必要もあると思うのです。そして、その中で肝心の出荷された肉牛なり、あるいは鶏卵を食べさせればいいというような、味がよくなるということも書いてあるし、またちょっとそれはまずいということが、畜種によってはあるわけです。そうしたことを先に研究をして、標準的な給与体系を提案して、そこからある程度こういうような生産のマーケットがあるというようにつかんでいくということは、私は一つの方法だと思います。加えて、何にも準備しなくてそのままやれるという話もあるけれども、やっぱり粗飼料は輸入しているものがいっぱいあるわけです。それを転換するわけですが、生産現場では農機具とかいろいろな準備をしなければいけないわけでありまして、そうすると物理的にある意味マーケットを押さえられるはずなのです。そうしたところからやっぱり話をして、そして畜産農家に御理解いただき、値段が安いからといってすぐ買えるかということ買えないものです、逆に。相手は生物ですから。

デスクプランニングである霞が関の計算どおりにはいかないと思うのです。

それから、北海道では引き受け機関の実態調査をして把握しているわけです。そういったような準備を着々と進めていかなければいけない。こういうペーパーの計画だけで、生産調整をやめましたというわけにはいかない。これは生産調整の仕掛けを残しつつ、そしてきちっと価格を指示するなり、飼料を確保しつつ、移行するような手立てがないといけない。上れ、上れと行って、上ったらはしごを外されたらと、こういうことではまずい。私は、政府のやり方を見ているとTPPで安い米をつくらせて、そのためにはある程度、多様な担い手なんかは関係ない、そういう施策を貫徹するために現場と遊離した施策を早急に進めようという気がしてならない。私は無責任だと思っているのですが、渡辺幸貫委員がおっしゃったように先進事例もあるわけだから、そこはきちっと二正面作戦でいかないと僕は困ると思う。そして、結果的にそれは消費者、食料の自給率にはね返ってくるということだと思うのです。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問にございました畜産分野におけるいわゆる出口の生産者における需要喚起、今後の需要拡大に向けての方法論といえますか、対策についてというような話でございますが、御案内のとおり飼料用米の栄養価につきましては、トウモロコシ等の穀類と同程度だと言われてございまして、増体重には影響がなくてオレイン酸の含量がトウモロコシよりも多いといったような特徴がありますことから、特に肥育と、あるいはブロイラーといった中小家畜ではオレイン酸が増加して肉質が向上されているとのことです。オレイン酸というのはうまみ成分が上がるという性質があるのですが、そういったようなことが報告されてございます。

一方で、飼料用米はトウモロコシ等の穀類の全量取りかえが可能であるかということではなくて、家畜の生理や畜産物にも影響を与えることから、養豚では国の試算でいきますと15%、ブロイラーでは50%、採卵鶏では20%、乳牛では10%、肉牛では3%の割合まで配合が可能だと言われてございます。

この基準からうちの県内の状況を見ますと、例えば肉牛で3%と言われてございますけれども、実際には10%まで与えている事例がございます。今喜多委員がお話したとおり、家畜への給与技術というものはどうやって確立していくのかというのが一つの大きなポイントになるだろうと思います。畜種ごとに配合を、飼料に加える飼料用米の割合を見極めて生産性と肉質に影響が出ないようにしていきたいと考えてございます。

いずれ畜産サイドといたしましては、さらなる畜産農家の利用を進めていくためには飼料用米の安定的な供給、それと取引単価が大きな課題と捉えてございまして、一方では畜産農家においては御案内のとおり輸入飼料価格の動向に左右されない需給飼料の確保というものが行われておりますことから、この飼料用米の利用を促進しまして、高付加価値化にぜひつなげて畜産振興を図っていききたい、そのように考えてございます。

○渡辺幸貫委員 今の話ですけれども、私は俗に言う中で、米の胚芽の部分をどのように取ってやるかということで、それで要するに牛なら牛のホルモンバランスが変わる、プロ

もいらっしやるわけだけでも、そういうことだと思うのです。ですから、その辺をどのようにするかということをお我々は考えなければならないし、飼料用米が何倍もふえるという根拠は、北海道ではこうなったら直接支払交付金が7,500円だからもう何もない、守る必要はない、一気に攻めろと。恐らくゆめぴりかのようなもので、北海道米のシェアを高くしましょうと、彼らにどんどん押されたら我々なかなか行くところなくなってしまう。そうすると、不安だから10万5,000円か何か知らないけれども、それでとにかくまずやってみようということになる。そうしたほうがむしろ計算上所得が成り立つのです。私はそれを思うのです。

だから、これからここ数年の間はそういう農家が自主的に考えるというときには、では補助金をまず基礎に我々の売り上げを考えたいほうがいいなという人がやっぱり利口というか、主体的に考えている人はその辺をまず考えると思います。

ですから、岩手県はどのように見越しているかということをお考えて餌の量というか、飼料用米の量ということをお私は基本的に考えるべきだと思います。私の予想は当たるか当たらないかわからないけれども、皆さんはそういう危機を岩手米について思っているのか思っていないのか、お尋ねしたいと思います。

○中南水田農業課長 岩手米について、今後どのように対応していくかという質問でございますが、政策の見直しによって米の主食用米の作付のほうにシフトしていく地域も考えられるわけで、いずれ米の競争については激しさを一層増してくることが懸念されます。したがって、今の米、主食用としてひとめぼれが中心となっておりますが、こういったところにターゲットを設定していくのかということについてももう一度検討し直して、高価格、業務用、また飼料用米といったところも含めてもう一度検討して米の生産販売の推進をしていきたいと思っています。

○喜多正敏委員 これでお終わりますけれども、おっしゃるとおり農家によっては全部飼料用米にするのだという人もいるわけです。

それから、先ほど畜種ごとの餌の給与のパーセントのお話がありました。ということは、それをもとにして飼養頭数に乗ずることによって、物理的に飼料用米が転換できる部分が計算されるわけです。したがって、それは実際の畜産とか飼料メーカーから聞くのも一つですけれども、そうしたほうの数字が出ているのかどうか、あるいはこれから検討するのか、それをあればお示しを願いたいし、後で資料にまとめて提供願いたい。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問がございましたいわゆる畜種別の配合割合を想定した本県の数字ということだろうと思うのですが、先般の話題のとおり国のほうでは現在の配合飼料の流通量に対しまして、飼料用米の限度といいますか、配合限度を450万トンという数字を出しております。本県に当ててその数字をはじきましたところ、38万トンという数字になっております。

○喜多正敏委員 それは、穀粒ということでのお話だったのですか。例えば粗飼料のところ、分けた場合はどうなのでしょう。

○**渡辺畜産課総括課長** ただいま申し上げましたとおり、うちのほうで現時点で試算しているのは、国が公表している配合飼料の中にある、いわゆるトウモロコシの量等を換算した、全く同じような算出方法ではじいた場合に38万トンになるということになります。トウモロコシでございます。

○**高橋孝眞委員** 全量が飼料用米にかわっているのではないかとお話がありますが、実際飼料用米をつくっていきますと冬といいますか、収穫が一番最後のものですから、面積はそれなりにしかできない。拡大をどんどんできるのかということそうではないのではないかと私は思うのですが、そういう意味合いから見ると農作業的に考えますと、逆にもう一つはホールクロップサイレージを両面で考えていくような、面積をある程度使用していくということになりますと、どういう方向で考えるか。飼料用米は飼料用米でそれなりの量、そして早目に収穫できるホールクロップサイレージのほうと2通りに分かれていくのではないのかと思いますし、農家自身の経営としてはそのほうがいいのではないかとと思うのですが、その場合にホールクロップサイレージそのものの流通の仕方ということをもう一度県外での流通の仕方、粗飼料は外国から輸入しているものが多いわけですので、そういう意味合いでは自賄いでの飼料という粗飼料を確保の面からもホールクロップサイレージに移行するような方法も十分考えていいのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**東大野農林水産部長** 委員御指摘のとおり、今回の新しい制度あるいは制度見直しにかかわってさまざまな可能性がある、想定できるということだと考えています。その中で、地域で事情が違って、ホールクロップサイレージを生産し、地域で結びついていったほうが適当という判断をする方、地域もあれば、そうではなくて米の状態にして流通に乗せたほうが地域としては都合がいい、そういう条件にあるという地域も出てくると思います。

そういったことで、さまざまな条件があると思いますので、私どもとしてはまだ詳細なところがわからず、なかなか対応ができず、生産者団体とも情報交換にとどまっているということで本会議ではお話し申し上げましたけれども、他県ではさまざま取り組みは始まってはございますけれども、ただその取り組みを取り組み始めても、可能性だけを議論していても、実際に生産現場には、飼料生産者のところには届けられないと思うので、ある程度の情報を持って、その上で方向性を生産者団体の方々、あるいは生産者の御意見も聞きながら決めていく、方向づけを見つけ出していくという、そういう段取りにしたいと考えております。

○**工藤勝博委員長** 審議の途中ですが、この際昼食のために午後1時まで休憩したいと思います。よろしく願いいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**工藤勝博委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○**高橋孝眞委員** 10アール当たり直接支払交付金1万5,000円という数字はどういうこと

になるかということなのですからけれども、北上市で収量 538 キロという話であります、その場合は平均である 450 キロを基準として 8 万円なのかどうかということをお聞きしたいと思うのですけれども、意外と飼料用米つくっている地帯というのは米のとれない地帯に多く作付しているわけです。そうすると、さっき 150 キロ云々とありましたけれども、150 キロオーバーするというのは非常に、2 俵よりかもいっぱいとならなければいけないというようなことになるとかなり厳しいのではないかと思いますのですけれども、その数字等についてお聞きしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 飼料用米の新しい助成の単価とその基準についてのお尋ねでございます。報道では 10 万 5,000 円というのが、ひとり歩きしていて、新聞報道等で確認している状況なのですが、地域の平均単収をとった場合には 8 万円ですよということで、それがその基準単収から 150 キロをオーバーしてとった場合には 10 万 5,000 円の交付になります。その単価 1 キロ当たりで 167 円ずつ上乘せして行って、150 キロで 10 万 5,000 円まで上がりますよというわけです。

それから、県内でも地域によって単収の差があるのではないかと御指摘なのですが、それについて県全域で一本でいくのか、あるいは地域ごとの単収になるかといった部分についてはまだ情報が入っていないので、わからないという状況でございます。

○**高橋孝眞委員** わかりました。今回の請願について、これについて私は反対であります。

いずれにしても今国が定めておりますのは、制度をうまく活用することが大前提になると思うのですけれども、農家の所得が全国平均でいきますと 13% の人が向上しますよ、東北では 10%、1 割向上しますよという中身になっているわけでありまして、そういう部分で農業そのものといいますか、地域農業をきちんとやっていく、集落営農をきちっとやっていくということにこれから誘導していかなければいけないと思いますし、そのような誘導をしているわけでありまして、そういう意味合いではまずは国としての収入確保、それが最終的に農家の収入確保になるのではないかと思いますので、ここで言う経営安定対策の 1 万 5,000 円から 7,500 円に変わるということについてもこれはやむを得ないのではないかと思います。

前に戸別所得補償として 1 万 5,000 円アップした、支給した際といいますか、出た際については米価が 2,000 円その年に下がってしまったわけです。そういう意味合いで、今回 7,500 円になると 1,000 円逆に上がるのかというと、そういうことにはならないと思いますので、今のような価格での調整をされるような仕組みでの補助体系というのは問題があるのではないかとこの考え方から、本請願に対して私は反対であります。

○**工藤勝博委員長** 反対表明しただけで質問ではありませんね。

○**高橋孝眞副委員長** そうです。

○**高田一郎委員** 今回の米政策見直しというのは 40 年間続いた農政の大転換なわけですから、本当にわずか 3 週間、4 週間で決定をして、そして来年の通常国会で提出するというそれ自体が大問題だと思うのです。

それで、午前中質疑がありました、今回の米政策の目玉であります飼料用米の交付単価の引き上げについて少しお聞きたいと思います。

これを行うことによって、米以外の生産をふやそうというのが国の狙いだと思うのですが、確かに飼料メーカーとか畜産経営とか連携できればこれは有効な手段だと思うのですが、しかし午前中の質疑を聞いても本当にそういう需要の見通しがあるのかと、午前中の議論を聞いても全く見えないというのが現状ではないかと思うのです。

それで、一般質問でも喜多議員が大変いい質問をしたと思うのですが、答弁の中で現状の価格水準であれば2倍程度の拡大は可能なのだと、話がありましたけれども、もう少し具体的にどういう調査をして2倍が可能なのだということをリアルに説明していただきたいと思います。また、全国的に飼料用米がふえるということで国もそういう政策をつくったわけですが、国はこの需要の見通しについてどういう対策といたしますか、仕事をしているのかということをお聞きしたいと思っています。

○**中南水田農業課長** 飼料用米の需要について詳しくというお尋ねでございました。これについては、県内の既に飼料用米を取引していただいています畜産経営体、それから飼料会社のほうに今の取引価格以内の取引水準であれば取り扱いは拡大可能かどうかという提案をさせていただき、その結果としまして1万74トンの生産量の2倍程度ということで回答を得ております。数字につきましては、今現在1万74トン、これは平成24年産の実績でございますが、数字としては2万2,125トンというのが聞き取った段階での数字となっております。

それから、国の段階でのその見通しでございますが、国のほうでは先ほど渡辺畜産課総括課長からも話がありました一定の畜種ごとの飼料置きかえの比率というのを積み上げると450万トンまで需要があるかということを示しております、それに基づき利用も可能性のあるということを示しているところまでは聞いておりますが、詳細については把握していない状況です。

○**高田一郎委員** それでは、先ほど議論がありました今回8万円ではなくて、収穫に応じて交付するのだということでしたけれども、現在は8万円プラス飼料の価格、これで大体9万5,000円ぐらいなのでしょうか。それが今回の見直しに伴って、現在の水準であればどの程度になるのか。そして10万5,000円となった場合にはどの程度の数量を確保しなければならないか。具体的な数字をお伺いしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 現在の制度のところでは面積当たり8万円という助成金が交付されてございます。実態としては、県内の水稲の平均単収は533キロとなっておりますが、飼料用米の実績からいいますと500キロに若干達していないという状況になっております。これが10万5,000円交付される条件といたしますのは、今のところは、地域というのは県の平均単収というようなことでございまして、533キロを超える150キロ上乗せした数字でありますので、683キロ以上の単収が上がった場合には10万5,000円交付金が交付されるということになると捉えております。

○高田一郎委員 わかりました。かなり収量を増産しないと満額もらえないということだと思います。

それで、この飼料価格というのが市場原理に基づく価格になるのではないかと思うのです。つまり今回の米政策によって国が生産と価格に責任を負わないのだということになりますと、米がかなり落ち込むと、暴落するということが予想されます。ですから、この飼料価格もいつまでも1キロ当たり30円とか、そういうことにならないのではないかなと、市場原理に基づく価格でこれはかなり影響してくるのではないかなと予測されますが、それともう一つは今大詰めを迎えているTPP交渉でこれが参加していくということになれば、畜産農家に対する影響も大変深刻な影響を与えますから、これによる影響も物すごいと思うのですが、これについて県はどのようにお考えになるのか。

○中南水田農業課長 今回の飼料用米の価格がどうなるのかと、下がるのではないかという御質問でございましたが、基本的にはトウモロコシにお米がかかわっていくということで、今の飼料用米の取引価格の基準というのは輸入トウモロコシ価格がベースとなっておりますのでありますけれども、今現在では1キロ当たり大体33円という数字でございますが、これが飼料用米の生産の影響を受けるのか、あるいは国際的なトウモロコシ価格の相場の影響を受けるのかということ、国際的な影響も十分受けるものではないかなと思いますので、単純に下がるかどうかというのはなかなか判断つかないということだと思っております。

○高田一郎委員 いずれできるだけ市場原理に基づく考えで市場価格も影響するわけですから、かなり影響も大きいのかと思います。

それで、請願は現行の経営所得安定対策の縮小、廃止の方向を中止して、さらに拡充するという中身になっていますが、これについて質問したいと思うのですが、生産調整を廃止して生産すると、市場の中の原理ということになると米の価格も下がるのは議論の余地もないことだと思うのですが、現在の米の生産費及び販売価格、直近の数字でいいですからどのぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

○中南水田農業課長 先に米の相対価格について御説明させていただきます。ことしの10月の段階でございますが、ひとめぼれ60キロあたり1万4,384円となっております。それから生産費でございますけれども、平成23年産しか、公表になってございませんので、10アール当たりで11万8,538円、60キロ当たりとしますと1万3,689円となります。

○高田一郎委員 これは、経営面積はどのくらいですか。

○中南水田農業課長 今手元には、正確な数字はございませんが、平均的な経営のモデルでございますので、1ヘクタールから2ヘクタールの間の生産費になるのではないかと思います。確認次第御説明申し上げます。

○高田一郎委員 本県の経営面積の約66%が1ヘクタール未満だということで、恐らく生産費を考えますと、かなり販売価格を上回ってしまう、そういう価格になるのかなと思います。それで、そういう方々が本当に再生産できるということで、この間民主党政権になってから、十分ではありませんけれども、さまざまな所得補償政策をやってきました。そ

れが今回の米政策の中で廃止をするということになるわけですが、それによる影響について、特に米の直接支払交付金や米が暴落した場合の米価変動補償交付金について、先ほど説明いただきました。これらの影響によりどの程度本県で収入減になってしまうのか、この辺についての具体的な数字を示していただきたい。

○中南水田農業課長 今回米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に下がった場合の影響でございますけれども、平成24年産で県内の直接支払交付金が66億6,000万円交付されてございます。これは、単価が半分になるということがありますので、33億3,000万円、米の直接支払交付金分については減額になるわけでございますが、一方飼料用米の数量払いが制度化されますので、その分単収が一定以上確保された場合どのようになるかでございますが、県に増額をして一定額分は交付される可能性はあるものだと思います。

○高田一郎委員 具体的に数字が出ましたので、わかりました。それで、一般質問で農業所得に占める所得補償の割合ですか、交付金の割合が全国で30.5%であるという説明がありましたけれども、そういう点では経営所得安定政策が廃止になることによって、とりわけ小さな農家は大きな影響を受けるのではないかなと思います、その点についての御認識をお聞きしたい。

それから、どちらかという大規模農家とか、規模が大きい形態がそういう交付金に依存する率が高いのではないかとということがよく言われているのですけれども、その点統計とか資料があったらお答えいただければなと思いますが、実態はどうなっているのかということです。

○中南水田農業課長 規模の小さな農家、それから大きな農家への影響という御質問でございました。まず、直接支払交付金の単価が下がるということになりますので、例えば先ほど例に出ささせていただきました1ヘクタールを水稻栽培している方になりますと、7万5,000円の収入減になります。それから、10ヘクタールの水稻栽培になりますと75万円の収入減ということでそれぞれ大きなところ、小さな農家でも一定の収入が減ることでの影響を受けるのではないかと考えております。

○高田一郎委員 それで、今回日本型直接支払制度が新しく創設されるというような新聞報道があります。私も全容はよくわかりませんが、岩手県でいえば10アール当たり5,300円ぐらいなのですか、そういう報道もありますが、これは地方負担が、市町村、県を含めて10%ぐらいあるという報道もあるのですけれども、これは農林水産省からはどのような情報が提供されているのか、もし10%負担となった場合にはかなりの負担になるのかと、農業振興、予算編成に大きな影響が出てくるのかと思いますが、その辺の現状についてお伺いして終わりいたします。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 日本型直接支払制度ですけれども、国主催の会議等で資料も配られておりますが、そういった資料についても残念ながらマスコミで報道されている程度のものでありまして、詳細については我々も承知していないのが実

態でございます。その中でも例えば直接支払いという仕組みが現在農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業支援制度の三つがあるのですが、そのうちの農地・水保全管理支払制度が移行して、基礎的な部分と農地を農地として守っていくというところが創設されることになっております。それで、現在の農地・水保全管理支払制度の単価と、今委員からもお話があったような新しい制度で5,300円になるとかという報道がありますけれども、残念ながらその地方負担がどうなるのかということについてはまだ詳細が伝わってきておりません。我々も注視しているところでございます。

○**後藤完委員** 端的にお聞きしますけれども、本当に内容が不確定要素だらけで、単なる農業者の人たちが混乱しているだけの話であります。大体見通しとして国のほうから実施要領等はいつごろ出てくる予定なのか、そして市町村に周知するのはいつぐらいか、このことが決まらないうちには到底判断できない状況だと思うのです。もしですよ、これがそのまま通った場合に、農業者にとっては楽なものですから、恐らくは作付の方向をとると思うのです。転作田も大分崩壊地になっている部分があります。そういうところはほとんど復元してやらなければならないという思いになると思います。そうした場合に、国の要綱がまだ決まらない中ではありますけれども、例えば転作田を水稲作できる状況にする。この場合に対しての、国なり県の行政措置もあってしかるべきではないかなと思うわけですが、その辺についてもしわかる範囲で結構でございますが、見通しをお聞きしたいと思います。

○**中南水田農業課長** 国から詳しい説明がいつあるかということになるかという質問でございました。我々も国に早く情報を流してくれということを要望しておりますが、国からも今月12月の下旬、そのあたりに説明会を行いたいという連絡を受けていまして、今月の末には、本当に詳細なのはわかりませんが、初めて国から説明があると思っています。

それから、米以外のところから米を作付できるための転換するための支援ということでございますが、国でそういったことについての支援メニューがあることは今聞いていないところでございます。飼料用米ですけれども、単価はかなり高い条件で提案されてはいるわけですが、自由に作付できるということではなくて、売り渡し先が決まって、契約に基づいて生産をするということになりますので、その需要も確保しながら取り組んでいくのでないかと認識しております。

○**高橋孝眞委員** 今回のこの政策の転換ですけれども、基本的には農業団体はどのような対応しているのでしょうか。これの中身について、一応よしとしながら今後対応していくという考えなのでしょうか。その辺聞いたことがあるとすればお願いしたいのですが。

○**中南水田農業課長** 農業団体で国への要望をされておりますけれども、わかる範囲でいいますと、農家が希望を持って農業に取り組めるような施策を講じてくれ、それから情報についてもきちんと早く出してくれという要望をしているということで、具体的に個別の内容については把握していない状況でございます。

○高橋孝眞委員 TPPについては一生懸命反対運動をしているわけですが、今回の米政策そのものについては積極的に反対だという意味合いで捉えているわけではないということでもよろしいのでしょうか。その辺どう認識していますか。

○中南水田農業課長 明確な説明はできかねるのですが、今の生産調整の需給調整のあり方が必ずしも問題ないというわけではないと言っているということは聞いております。というところを把握しているだけでございます。

○喜多正敏委員 確認であります。先ほど飼料用米の需要量について国全体で限度とする450万トンに対する本県の飼料用米の需要量というのはお答えになりましたが、平均単収500キロで割ったとすれば、作付面積ではどのぐらいになるのでしょうか。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問でございますが、ざっと7万から8万ヘクタールですから、これは本県のいわゆる米をやっている面積に匹敵するわけですので、当然それはとんでもない数字だということになるかと思えます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 採択と御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 失礼しました。

本請願については採択と不採択との意見がありますので、採決をいたしたいと思います。

○渡辺幸貫委員 おのおの意見を言っていけないと。言っていないですか。

○工藤勝博委員長 はい、どうぞ。

○渡辺幸貫委員 先ほど高橋孝眞委員が農業協同組合はどうかという話がありました。今回の産業競争力会議とでは主に経営力のある者、税金はこれ以上負担しない方向でやるのだと、国政の方針を変えるべきだということですから、そうなれば認定農業者並びに集落営農がこれから担っていけということになる。知事の答弁は、それはそれでやるのもあるが、小さい農家もそれなりに生きていくという玉虫色でどっちだかわからない答弁を本会議でなさっていますが、いずれ私はこういう状況になっていったときには小さい農家は難しいということになると思うのです。そして、大型農家になれば採算性を十二分に考えて判断なささいということですから、逆に言えば農業協同組合などの高い肥料を買うなど、自分で乾燥室ぐらい持ったほうがいいでしょうと言わんばかりに聞こえてしょうがないのです。そのようなことになれば、これは農村社会にとっては非常に住みづらくなるのではないかと私は思います。そういう意味では、拙速な改革について、もうちょっと時間を置いて、そうでなくても高齢化社会ですから、ソフトに何とかすつといくような、時間を稼ぎながらこの社会を動かすほうが、ここで勇断は必要ないと私は思います。したがって、

これについては私は賛成です。

○工藤勝博委員長 それでは、先ほども言いましたけれども、採択、不採択の意見がありますので、採決をいたしたいと思います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤勝博委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対して意見書の提出を求めているものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○工藤勝博委員長 ただいまのお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって意見交換を終結したいと思いますが、よろしいですか。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

以上をもって協議案件を終わります。

次に、この際、執行部からの平成26年産米の生産数量目標の配分について発言を求められておりますので、これを許します。

○中南水田農業課長 資料の説明に入らせていただく前に先ほど高田一郎委員から米の生産費の対象農家の経営規模という御質問がございました。これについては、米の作付面積131アールという数字になっております。

それでは、平成26年産米の生産数量目標の配分について御報告いたします。まず、全国の生産数量目標の設定でございますが、国では平成24年7月から平成25年6月の需給実績が当初見込みよりも18万トン減少したことや近年需要が毎年8万トン減少していることなどを踏まえ、平成26年産米の全国の生産数量目標を765万トンと設定しております。これは、前年と比較して26万トン、3.3%の減少となります。

次に、都道府県別の生産数量目標の配分ですが、これまでと同様に全国の生産数量目標を都道府県ごとの直近6カ年の需要実績に基づき配分することを基本に設定されておま

すが、この需要実績の算出に当たりましては、米の需給調整の取り組み等に対して3項目が配慮されております。1点目は、生産調整の超過達成、すなわち主食用米の作付面積が目標面積を下回った分の2分の1について。2点目は、減反調整による生産数量目標の減少。3点目は、政府の備蓄米数量でございます。

次に、本県への生産数量目標の配分ですが、本県に対しては27万5,540トン、前年と比較して1万810トン、3.8%の減少となり、面積に換算すると5万1,700ヘクタール、前年と比較して2,020ヘクタールの減少に相当します。

本県の減少率が全国平均を上回った理由ですが、平成26年産米の算定には平成19年から平成24年産米の需要実績が用いられておりますが、昨年産米の算定に用いられていた需要実績が大きい平成18年産にかわって、中程度の平成24年産が用いられたためと考えております。

2ページをお開き願います。今後の対応ですが、本県に示された生産数量目標に基づき、市町村別の配分案を算定し、今月18日ですが、岩手県農業再生協議会において関係団体との協議を経た上で今月中に市町村、各農業協同組合等にお知らせしたいと考えております。

また、生産数量目標の減少への対応策といたしまして、これまで国の経営所得安定対策を活用しながら、飼料用米ですとか加工用米等の生産拡大を促進し、農業者の所得を確保できるように支援していきたいと思っておりますし、それから県産米の販売促進の取り組みも強化していく考えでございます。

参考として下に二つの表を掲げておりますが、一つ目の表は平成22年産以降の全国と本県の生産数量目標の推移を示しているものです。二つ目の表は、東北6県の状況を示しておりますが、前年産と比較して全ての県で生産数量目標が減少しており、本県は東北の平均並みの減少率となっております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かございませんか。

○**喜多正敏委員** 本会議でもお伺いしたのですが、不明なところがあるので、確認しておきたいと思っております。きょうも話題になりました配合飼料価格の高騰が伝えられているわけでありまして、平成24年、平成25年の配合飼料価格はどうなっていますか。配合飼料価格の増嵩は酪農経営にすれば大きな影響を及ぼしているわけでありまして、この5年間、特に平成21年、平成23年、平成25年の搾乳牛1頭当たりの生産費に占める飼料費の割合はどうか。生産費に対する飼料費の割合が上昇してきているということでありまして、酪農家が経営上困っているということでありまして、配合飼料高騰に対する支援や対策はどうなっているか。

それから、生産費の上昇が市場価格に転換できればコストは吸収されるわけでありましてけれども、平成21年、平成23年、平成25年の乳価の状況はどうなっているか。

また、こうした廃用牛の市場出荷も酪農家の貴重な収入となっているわけですが、この価格の状況についてもあわせてお伺いしたいと思います。

○**渡辺畜産課総括課長** ただいまの喜多委員の御質問に対しまして、お許しをいただけれ

ば資料をお配りしまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

○**工藤勝博委員長** ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○**渡辺畜産課総括課長** では、お配りをいたしました資料によって御説明をさせていただきたいと思っております。

平成 24 年度、平成 25 年度の配合飼料価格の動向について御説明を申し上げます。資料 1 に記載のとおり、平成 24 年度第 1・四半期は 1 トン当たり約 5 万 7,500 円でございます、その後穀物相場の高騰や円安の進行等によりまして、平成 25 年度の第 2・四半期まで上昇し、過去最高の 6 万 7,900 円に達してございます。平成 25 年度第 3・四半期につきましては、主原料のトウモロコシの国際価格が下落したために 1 年半ぶりに 2,000 円値下がりましたものの、依然高どまって推移してございます。

次に、搾乳牛 1 頭当たりの生産費に占める飼料費の割合等についてでございますけれども、資料 2 に記載のとおり平成 21 年度の飼料費は 30 万 2,000 円、生産費 80 万 2,000 円、生産費に占める飼料費の割合は 38%。平成 23 年度の飼料費は 31 万 1,000 円、生産費は 78 万 3,000 円、飼料費の割合は 40%。平成 25 年度の飼料費は 33 万 9,000 円、生産費 81 万 1,000 円、飼料費の割合は 42%と平成 21 年度以降年々生産費に占める飼料費の割合が上昇してございます。

続いて、配合飼料価格高騰に対する対策等について御説明を申し上げたいと思っております。県では、飼料費の低減を図るために今年度からトウモロコシ転換緊急支援事業によりまして、トウモロコシ収穫作業を請け負ってございます外部支援組織の作業機械の整備を支援しながら、トウモロコシの作付拡大を推進してございます。

また、配合飼料価格高騰の影響を緩和するため、国の配合飼料価格安定制度によりまして、平成 25 年度第 3 四半期には 1 トン当たり 700 円を補填することになったところでございます。

次に、乳価及び子牛、廃用牛の価格の動向についてでございますが、乳価につきましては資料 4 に記載のとおり、平成 21 年度の乳価はキログラム当たり 101.4 円、平成 23 年度は 101.9 円、平成 25 年度の 4 月から 9 月までの上半期は 101.6 円、10 月以降は配合飼料価格の高騰を背景といたしまして、飲用向けの乳価が 5 円値上げとなりましたけれども、本県の飲用向けの割合は例年約 70%ということでございますことから、農家が受け取る乳価は実質 3.5 円の値上げと見込まれ、その分が平成 25 年度の上半期分に加算され、平成 25 年度の下半期には 105.1 円になると試算してございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。資料 5 の県中央家畜市場の子牛と廃用牛の価格の動向についてでございます。資料に記載のとおり、乳牛の副産物につきましては一般的に県産牛に多いホルスタイン種の子牛、初産牛に多い交雑種の子牛、そして廃用牛が

ございまして、これらの価格につきましては市場への上場頭数等によって変動している状況にございます。直近の平成 25 年 4 月から 8 月の平均価格につきましては、上場頭数が減少傾向等にありますがことからホルスタイン種、交雑種の子牛、廃用牛ともに高値で取引をされてございます。

最後に、酪農の振興策について御説明を申し上げたいと思います。今の状況を踏まえまして、今後県におきましては外部支援組織を活用したメガファームの育成や牛舎整備等による経営規模拡大の支援のほか、乳用牛群検定成績を活用した能力牛の計画的な淘汰と優良初妊牛の導入策等によって、乳量の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

また、販売価格の値上げが消費に影響を及ぼしかねないことから、先般岩手県牛乳普及協会を中心といたします関係団体による価格改定に対する理解醸成と牛乳の消費拡大キャンペーンを実施してございまして、引き続き関係団体と連携して消費拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○喜多正敏委員 飼料用米のこともあったのでありまして、ぜひ酪農については引き続き御支援をお願いしたいと思います。

それから、平成 21 年度に DNA 配列解析装置を導入しているわけでありましてけれども、その配列解析などによる新品種の開発体制、その成果はどうなっているか。それから、今後こうした面での新たな設備として必要な計画されているのがあるかどうか。

○前田農業普及技術課総括課長 生物工学研究センターに配置されました、いわゆる次世代シーケンサーにつきましては、これまでなかなか特定されなかった水稻の食味に関するマーカーでありますとか、いもち病などのマーカーを開発してきています。リンドウでもリンドウの発色に関するマーカーも開発してございます。

今農業研究センターでは、そうしたマーカーを使いましてマーカー育種に取り組んでいるところであります。現時点では、マーカーを使って育成された品種というところまでは至っていない段階でございまして、最重点で進めております極良食味米の品種開発に向けまして、食味、耐病性、倒伏しにくさ、発芽のしやすさ、こういった四つの DNA マーカーを使いまして、鋭意それらの形質を持った種を選抜している段階でございまして、四つの形質を含んだ固体傾向を今選抜中でございまして、近いうちに有望な個体傾向が育成される状況にございます。

今後につきましてはですが、こういった DNA マーカーの特定ということは次世代シーケンサーが導入されたことによりまして、いずれ短期間で、最短 1 年間で開発できるというような技術になってきておりますので、例えば飼料用米にも関係してきますけれども、多収の品種、多収に関するマーカーを開発して、あるいは高温でも品質が低下しないような特性に関するマーカーの開発とか、そういった新しいマーカーも迅速に開発しながら、また新たな品種の育成に取り組んでまいりたいというようなことで今取り組んでいるところでございます。

○喜多正敏委員 今後導入したいという設備はあるのでしょうか。

○前田農業普及技術課総括課長 設備の話でしょうか。

○喜多正敏委員 こういった新品種開発等々があるわけでありませけれども、新たにまたそうした開発を求める、例えば北海道の場合、農業研究センターでは人間のいわゆる官能検査、これを自動的に行うような設備が入っていて、その視点から新品種を開発していくとか、こういった試みもあったわけでありませけれども、そうした新品種開発等々に絡んで、こういう設備があればさらに導入したい、あるいは結果として導入があるかどうかお聞きしたい。

○前田農業普及技術課総括課長 失礼しました。現在必要な機器等についてはおおむね食味の検定に関する機器も入っております。当面シーケンサー検査についても日進月歩の開発が進んでおりますので、性能が高くなっているものが出てきておりますし、あるいは当面マーカ-の有無を判別するような電計の装置というものも必要になってきますけれども、これもまた日進月歩の開発でございますので、生物工学研究センターで新たに導入するということよりも大学であるとか他県で有している機器とかを活用しながら、余りコストかけずに育種といったものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○喜多正敏委員 ありがとうございます。2点お伺いします。一つはホームページに食財図鑑というのが載ってまして、岩手県の農産加工品について紹介されております。一般質問でもお話をしましたが、例えば飲料については3点しか載っていない。これは恐らく希望者だけが載せているのではないかと思うわけでありませますが、岩手県の食材を紹介するためには、飲料であれば地酒もワインもありますし、いろんなものがあるわけでありませけれども、知らない人を見るとそれしかないかと思うわけでありませ、そうしたものについては拡大、拡充の取り組みをお考えになっているかということが第1点であります。

それから、雫石町南畑地区の事業について、平成24年の予算特別委員会でお伺いしたときは小区画販売を考えて取り組みますという部長の答えがありました。平成24年、平成25年と経っていますが、小区画販売がおくれた理由、それから一般質問の答弁では取り組むということですが、平成26年度のいつごろから実際に小区画販売がなされるのか、伺いたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 雫石町南畑地区の小区画販売の件の御質問でございます。まずはおくれた理由でございますけれども、基準とする農地につきましては以前55アールという区画で、農地50アールにプラス宅地分5アールということでございますけれども、その対象区画をどのようにやるかということを検討しまして、まず、三つのタイプをやるということ、農地10アールに宅地5アール、農地15アールに宅地5アール、あと一つは農地20アールに宅地5アールという三つのタイプでニーズにある程度応えていこうというような区画の設定でありますとか、できる限り経費をかけないPRの仕方も検討して時間がかかったと聞いております。その部分は、ある程度進んでいると聞いております。

販売の時期でございますが、平成26年早々からということで、公社といたしましては平成26年度早々の販売に向けまして、ホームページの内容も今作成中だということでござい

ます。

○**泉流通課総括課** いわて食財倶楽部の食品の掲載数が少ないのではないかという御指摘について、委員御指摘のとおり昨日までは三つしか載せていなかったということもごさいます。食財倶楽部のホームページは、昨年の10月以降にリニューアルいたしまして掲載してございます。この仕組み自体を御説明させていただきます。これは、食財サポーターという、県内外の岩手県を愛する人たちでレストランの方とか、食べる方とか、そういった方々に個人で登録していただきまして、その方々が岩手にあるもの、いいものを紹介して載せていただくシステムになってございます。また、県内の各事業所におきましては自分たちの売りたいものを常に載せられる、しかもそれが県の公式ホームページとして全国に発信できるという利点を持ってございまして、今は委員御指摘のとおりサポーターによる自主的な掲載になっております。というもこのほかに、紙ベースで実需者に向けた食財図鑑をつくりましたが、これに当たりましては各食財を載せていいかどうかということとを事業者の方々に一つずつ聞きました。その中には、販売数量も少ないということもあって、載せては困るという方々もございまして、全部が全部載せられたわけではございません。そういった意味でいわて食財サポーターのホームページにつきましても事業者の自主的な投稿によってつくられておりますが、県としても可能な限りいろいろ掲載して数をふやしていきたいと思っております。

飲料につきましては、委員の御指摘があつてすぐ10個ほど追加しております。

○**喜多正敏委員** 雫石町南畑地区の事業も期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。最初は知つていただくところから始まるので、公式ホームページだということで、PRをして投稿が多くなるよう、あるいは生産者の方が積極的に載せるよう、充実を図つていただきたいと思ひます。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会の運営について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思ひます。調査項目については、きょうも大変議論ありました米政策及び経営所得安定対策の見直しについてということで御検討したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** では、以上をもって本日の日程を全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。大変御苦労さまでした。